

**Q : 2 『旅行券をキャッシュバック』は景品か**

当社の旅行商品にお申込みいただいた方を対象に、「巨人軍が日本一になった場合、それを当てた方に当社の旅行券 10,000 円相当をキャッシュバックします!」という企画は「一般懸賞」でしょうか「総付景品」でしょうか。

**A :**

偶然性を利用してその成就をもって当選者を決めるので、結果として巨人軍が優勝した場合、申込者で、それを当てた方全員が当選する「一般懸賞」と考えられます。

一般に「キャッシュバック」は「値引き」に該当し「景品」とはなりません。本件の場合「偶然性」という「懸賞」により当選者(全員とはいえ)を決めていますので、当該旅行券(10,000円相当)は「景品」になります。

したがって、一般懸賞の規制範囲内で実施する必要があります。

**【規約第2条第3項関係】**

**【規則第4条(1)】**

**【運用基準6(3)①】**